

令和 2 年芽室町議会定例会 1 2 月定例会議の運営について（案）

1 提案予定事項について

(1) 町長提案 資料 1 - 1

(2) 議会提案 資料 1 - 2

2 提案予定事項の審査方法について

- (1) 令和 2 年度芽室町各会計補正予算 8 件は、予算決算特別委員会に付託し、提案日の本会議休憩中に審査する。
- (2) 「芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件」は、総務経済常任委員会に付託し、休会中に審査を行うものとする。
- (3) 芽室町農民連盟からの「「コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書」の提出を求める陳情」は 1 日提案し、総務経済常任委員会に付託し、今定例会議中に審査を行うものとする。
- (4) 上記 (1) から (3) 以外の町長提案及び議会提案の議案等は、全件を提案日に本会議において説明のうえ審議・報告を行う。

3 本会議の日程について

1 2 月定例会議における本会議の日程は、1 2 月 1 日（火曜）、1 5 日（火曜）、1 6 日（水曜）、1 8 日（金曜）の 4 日間とする。

4 議案送付期日について

- (1) 1 2 月 1 日（火曜）の本会議の議案送付日は、1 1 月 2 7 日（金曜）とする。
- (2) 1 2 月 1 5 日（火曜）及び 1 6 日（水曜）の本会議の議案は、1 2 月 1 1 日（金曜）に送付する。ただし、一般質問以外に議案がないときは当日配布とする。
- (3) 1 2 月 1 8 日（金曜）の本会議の議案送付日は、1 2 月 1 4 日（月曜）とする。

5 一般質問について

- (1) 一般質問は、1 2 月 1 5 日（火曜）、1 6 日（水曜）の 2 日間で行う。
- (2) 通告期間は、1 2 月 2 日（水曜）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
ただし、正午から午後 1 時までの時間は、除くものとする。
- (3) 質問時間は、9 0 分以内とし、初回は通告どおり一括して質問を行い、再

質問以降は、一問一答方式により質問する。

- (4) 質問順序は、通告順とする。
- (5) 通告書は事務局に備える（議会ホームページからも印刷可能）。
- (6) 一般質問の内容は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、質の高い政策論議を目指した内容であることとする。
 - ・ 12月2日（水曜）は、議長（または事務局経由）へ提出する期日であり、提出以降に一切の修文が無いよう、11月20日（金曜）から11月30日（月曜）午後5時までに、事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了しておくこと。
 - ・ なお、事務局あてEメール（添付）及びファックスでの事前整理を認めることとする。
 - ・ 通告後に質問内容を撤回する場合は、書式をもって議長（または事務局経由）にすること。
- (7) 議員提出議案（修正案等を含む）を提出する際は、提出の意思が明確になった段階で、事前に事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了し、議長（または事務局経由）に提出すること。

【令和2年芽室町議会定例会12月定例会議提案予定事項一覧】 資料1-1

区 分	件 名	要 旨	提案日
議 案	(1) めむろ駅前プラザ指定管理者の指定の件	指定期間満了に伴う指定管理者の指定	初日
	(2) 芽室町国民宿舎指定管理者の指定の件	指定期間満了に伴う指定管理者の指定	
	(3) 芽室町社会体育施設等指定管理者の指定の件	指定期間満了に伴う指定管理者の指定	
	(4) 平和辺地(他12件)に係る総合整備計画策定の件	当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るもの	
	(5) 上美生辺地に係る総合整備計画変更の件	当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るもの	
	(6) 芽室町排水設備改造資金貸付条例廃止の件	事業廃止に伴う廃止	
	(7) 芽室町生活環境改善設備資金貸付条例廃止の件	事業廃止に伴う廃止	
	(8) 芽室町課設置条例全部改正の件	機構改革に伴う改正	
	(9) 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 ◎一部改正する条例 ・芽室町男女共同参画推進条例 ・芽室町総合計画審議会条例 ・芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例 ・芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例 ・芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例 ・芽室町総合保健医療福祉協議会条例 ・芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例	機構改革に伴う改正	
	(10) 芽室町監査委員条例中一部改正の件	地方自治法の改正に伴う改正及び文言の整理	
	(11) 芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件	地方税法等の改正に伴う改正	
	(12) 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	子ども・子育て支援法の改正に伴う改正	
	(13) 芽室町後期高齢者医療に関する条例中一部改正の件	地方税法等の改正に伴う改正	
	(14) 芽室町介護保険条例中一部改正の件	地方税法等の改正に伴う改正	
	(15) 芽室町保健福祉センター設置及び管理条例中一部改正の件	保健福祉課、子育て支援課及び社会福祉協議会の移転に伴う改正	
	(16) 芽室町企業誘致条例中一部改正の件	地域未来投資促進法の改正に伴う改正	

区 分	件 名	要 旨	提案日	
議 案	(17)	十勝圏複合事務組合理約変更の件	構成町の追加に伴う変更	初日
	(18)	令和2年度芽室町一般会計補正予算(第7号)		
	(19)	令和2年度芽室町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
	(20)	令和2年度芽室町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
	(21)	令和2年度芽室町介護保険特別会計補正予算(第3号)		
	(22)	令和2年度芽室町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)		
	(23)	令和2年度芽室町簡易水道特別会計補正予算(第1号)		
	(24)	令和2年度芽室町上水道事業会計補正予算(第3号)		
	(25)	令和2年度芽室町公立芽室病院事業会計補正予算(第3号)		
行政報告	(26)	公立芽室病院の診療体制について		
議 案	(27)	芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件	公職選挙法の改正により、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営が拡大されたことに伴う条例制定	最終日

令和 2 年芽室町議会定例会 1 2 月定例会議提案予定事項

令和 2 年 1 1 月 2 0 日 (金曜)
芽室町議会

区 分	件 名	要 旨	提案日
委員会報告	議会の運営について	議会運営委員会開催結果報告	初 日
			1 5 日 (一般質問の日程等)
陳 情	「コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書」の提出を求める陳情	芽室町西 4 条南 1 丁目 1 - 9 芽室町農民連盟 執行委員長 橋本正彦	初 日
会議案	芽室町議会会議条例中一部改正の件	議会運営委員会提案の議案	
議長発議	議員研修会派遣の件	令和 3 年 1 月 2 3 日開催の芽室町議会主催議員研修会への派遣について	最終日



芽農連発第 54 号
令和 2 年 1 月 1 7 日

芽室町議会
議長 早苗豊様

芽室町西 4 条南 1 丁目 1-9
芽室町農民連盟
執行委員長 橋本 正彦



「コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書」の提出を求める陳情

平素、本農連組織の陳情に対しましては、特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の通り要望意見書提出に係る陳情書を送付いたしますので、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

要望意見書

別紙の通り

【要望の理由】

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

日本農業をめぐるには、TPP11や日米貿易協定など大型FTAが相次いで発効されるなか、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による各協定での国内への影響試算は、北海道はもちろんのこと全国において、農業や地域経済への影響が懸念されていました。そうしたなか、1月15日に新型コロナウイルス感染者が国内で初めて確認されてから、この間、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下で、感染拡大が今もなお爆発的に広がっています。感染拡大によって、各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している、我が国の食料政策に懸念を抱くこととなり、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっています。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルス感染症においては、感染リスクが高まる冬の時期を迎え、日本においても感染が全国的な広がりを見せており、一日当たりの感染者数は日を追うごとに増加し、行動範囲などの自粛を求める機運が高まっています。しかしながら、国は経済の活性化を図る取組みと感染防止対策の両立を進めていますが、同時に、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化しています。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖など需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道は、深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きなダメージを与えます。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続出来るよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応頂きますよう要望致します。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで、経済損失が拡大し地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。
2. 新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

北海道河西郡芽室町議会 議長 早 苗 豊

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣